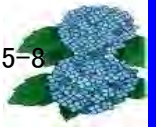


# まべちだより

2012年7月  
Vol. 38

発行  
国土交通省東北地方整備局  
青森河川国道事務所八戸出張所  
〒039-1103  
八戸市長苗代二丁目5-8



☆ 6月26日(火) 馬淵川で火災防止合同パトロールを行いました。

バーベキューや花火は夏の楽しみのひとつですが、火の不始末は火災に繋がります。  
馬淵川河川敷での火災を防ぐため、青森河川国道事務所と八戸広域消防本部が合同パトロールを行いました。



花火の不始末発見！！



ゴミ焼きの跡発見。禁止行為です



防波ブロックを竈代わりに……



特に野焼きが多い箇所には立て看板を設置しまし

川はみんなのもの、  
みんなできれいな川を守  
りましょう！



廃棄物の野外焼却は犯罪行為です。  
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条  
の2において一部の例外を除き禁止となっており、  
違犯した場合、5年以下の懲役若しくは1,000万  
円以下の罰金又は併科と定められています。  
ゴミ焼きは絶対にしてはいけません。